

7 乙 保 環 第 351 号
令和 7 年 7 月 15 日

株式会社藤永鋳業
代表取締役 大治 貴弘 様

京都府乙訓保健所長

条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第 15 条第 1 項の規定により通知します。

なお、同条例第 3 条第 2 項の規定により、この通知を受けた日から 2 年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

1 産業廃棄物処理施設設置等の目的

産業廃棄物処分業を取得することで収益向上を図り、産業廃棄物の適正な収集、運搬、分別、保管を行い再生資源の有効利用を推進すること。

2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所

京都府向日市鶏冠井町南金村 30 番地

3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類

処理方法	切断
処理する 産業廃棄 物の種類	・廃プラスチック類（再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る。） ・木くず（再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る。） ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る。） （これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

4 事業計画書提出年月日

令和 7 年 2 月 4 日

担当	環境衛生課環境係
電話	075-933-1341